

CLAIR REPORT

行政事務からみたタイの地方自治

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 197 (April 19, 2000)

Council of Local Authorities
for International Relations



財團
法人

自治体国際化協会

CLAIR

目 次

はじめに	1
第1章 タイの地方行政制度	2
第1節 中央政府の地方における行政(Provincial Administration)	2
第2節 地方自治体の行政(Local Administration)	5
第2章 自治市町(Municipality)の構造とパッタヤー市(City of Pattaya)の特徴	8
第1節 自治市町の構造	8
1 議会(Municipal Council)	8
2 執行機関(Municipal Executive Board)	10
第2節 パッタヤー市	12
1 パッタヤー市議会(Pattaya City Council)	12
2 シティー・マネージャー(City Manager)	12
3 シティー・マネージャー制度の抱える問題点	13
第3章 自治市町(Municipality)とパッタヤー市(City of Pattaya)の業務と役割	16
第1節 タイ東部地域	16
第2節 地方自治体と県・郡との関係 (チョンブリー県を例に)	18
第3節 調査自治体の概要	22
第4節 各課の行政事務	26
1 シティー・マネージャー室 (Office of the City Manager)	29
2 調査企画課(Techical Services and Planning Division)	32
3 財政課(Division of Finance)	34
4 公共事業局(Bureau of Public Works)	41
5 環境衛生課(Division of Sanitation and Environment)	43
6 教育課(Education Division)	45
7 社会福祉課(Social Welfare Division)	49
参考文献	51

はじめに

地方自治体関係者の東南アジアに対する関心は、近年ますます高まりを見せている。特にタイに関しては、1998年度に自治体国際交流共同ミッション事業や地方分権推進セミナーなどが開催され、地方行政を通じた関係も緊密になりつつあるといえる。しかし、タイの地方自治体において、実際に行われている仕事の内容については、あまり知られていないのが現状である。

本稿は、今後一層交流や協力が活発になると思われるタイの地方自治体について、その行政事務を通じて紹介したものである。タイにはさまざまなタイプの地方自治体があるが、今回は日本の市町村に比較的近いと考えられる自治市町(Municipality)と、シティ・マネージャー制度を採用した、タイではユニークな存在であるパッタヤー市(City of Pattaya)に絞って、その業務と役割をまとめた。

調査では、タイ東部地域にあるパッタヤー市とシーラーチャー、セーンスック、ラヨーンの各自治体にご協力をいただき、約1ヶ月にわたり聞き取りを中心とした取材を実施することができた。パッタヤー市のシティマネージャーと3自治体の市長をはじめ、お話を伺った関係者に心から感謝申し上げたい。

レポートの構成にあたっては、行政事務に重点をおいているが、体系的に理解できるように以下のとおり組み立てた。第1章では、タイの地方行政制度の概要を紹介している。地方行政の枠組みについて、中央政府の地方における行政と地方自治体の行政に分けて概説している。第2章は、今回の調査で焦点をあてた自治市町(Municipality)の構造とパッタヤー市(City of Pattaya)の特徴についての説明である。第3章では、現地調査の結果を中心に、自治市町とパッタヤー市の業務と役割について紹介している。今回の調査では、訪問した自治体はもとより、内務省地方自治局調査企画課にも各種の情報提供等でご協力をいただき、この場を借りてお礼を申し上げたい。

このレポートは、シンガポール事務所の萱原所長補佐が執筆した。地方行政の研究資料として活用してもらうとともに、タイの自治体の現場の雰囲気を少しでも感じとっていただければ幸いである。

第1章 タイの地方行政制度

タイの行政は、「中央政府の行政」「中央政府の地方における行政」「地方自治体の行政」の3つに分けることができる。中央政府の地方における行政と地方自治体の行政は、いずれも内務省 (Ministry of Interior) の管轄下にある。内務省は、1998年度予算で1,393億3,910万バーツと国家歳出予算の16.8%を占め、これは歳出規模では教育省について2番目で、多くの権限を有する強力な省といえる。

このようにタイの地方行政制度は、内務省を頂点として、中央政府の地方における行政 (Provincial Administration) と地方自治体の行政 (Local Administration) から成り立っており、一言でいうと、中央集権的な政府の地方での行政制度の上に、地方自治体による行政が重なった形で存在しているといえる。

中央政府の地方における行政とは、地方行政とはいものの中央行政の一環であり、その組織は県 (チャンワット、Province;Changwat) 、郡 (アンパー、District;Amphur) 、行政区 (タムボン、Subdistrict;Tambon) 、村 (ムーバン、Village;Mu-Ban) という系列から成り立っている。一方、地方自治体の行政は、文字どおり地方分権としての行政であり、そのレベルは県自治体 (Provincial Administration Organization ; PAO) 、自治市町 (Municipality) 、衛生区 (Sanitary District) 、タムボン自治体 (Tambon Administration Organization ; TAO) と、特別な自治体であるバンコク都 (Bangkok Metropolitan Administration ; BMA) とパッタヤー市 (City of Pattaya) に分類することができる。

第1章では、このようなタイの地方行政制度の概要を紹介することとする。

第1節 中央政府の地方における行政 (Provincial Administration)

県、郡、行政区、村からなる中央政府の地方における行政組織において、県は最も上位に位置する機関である。タイ国内にはバンコク都を除く75の県があり、各県内には地形や人口によってそれぞれ異なった数の郡が存在している。県の最高責任者は、内閣の承認の下に内務大臣により任命され内務省から派遣される県知事 (Governor) で、県内における中央政府の業務 (地方開発、雇用促進、徴税、治安維持等) を行うとともに、その区域内の地方自治体の指導・監督も行っている。

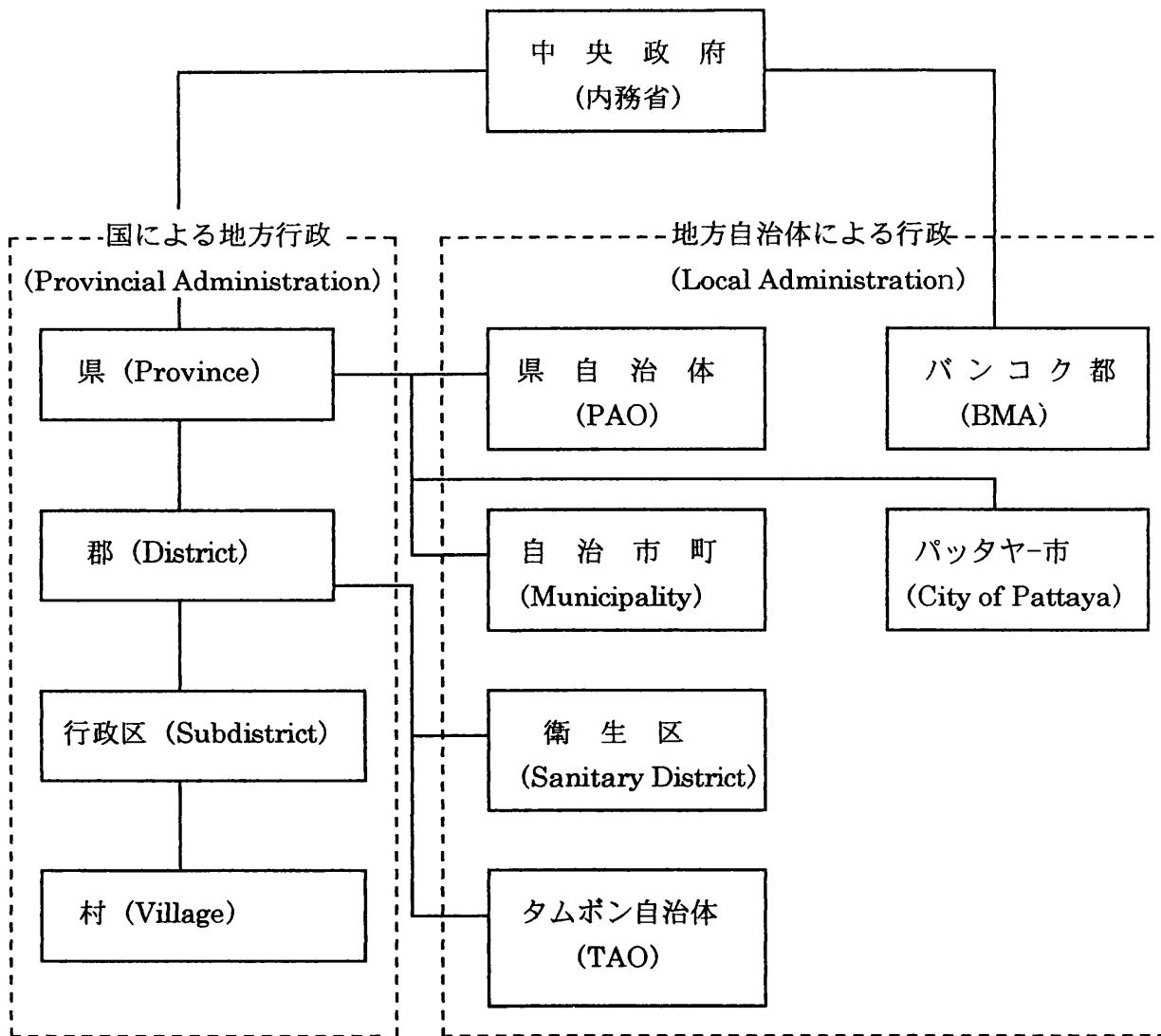
郡は県の下に位置する機関で、全国に749郡がある。内務省地方行政局から派遣される郡長 (District Chief Officer) によって、住民により近いところで中央政府の業務が行われているわけであるが、中央と県の命令・指示によるものがほとんどであり、裁量権は大幅に制限されている。言わば、県と郡は中央政府の地方における出先機関といえる。

郡の監督下にあるのが行政区である。全国に7,255行政区があり、住民から選ばれる行政区長 (Subdistrict Headman) によって、民法、刑法に関連する業務と徴税が行われている。

この行政区を構成している最小の地方行政単位が村で、全国で66,973を数える。村長 (Village Headman) は村民によって選挙で選出され、村民の扶助といった伝統的なサービスをはじめ、中央政府の命令なども実施している。なお、行政区と村は国家の地方における

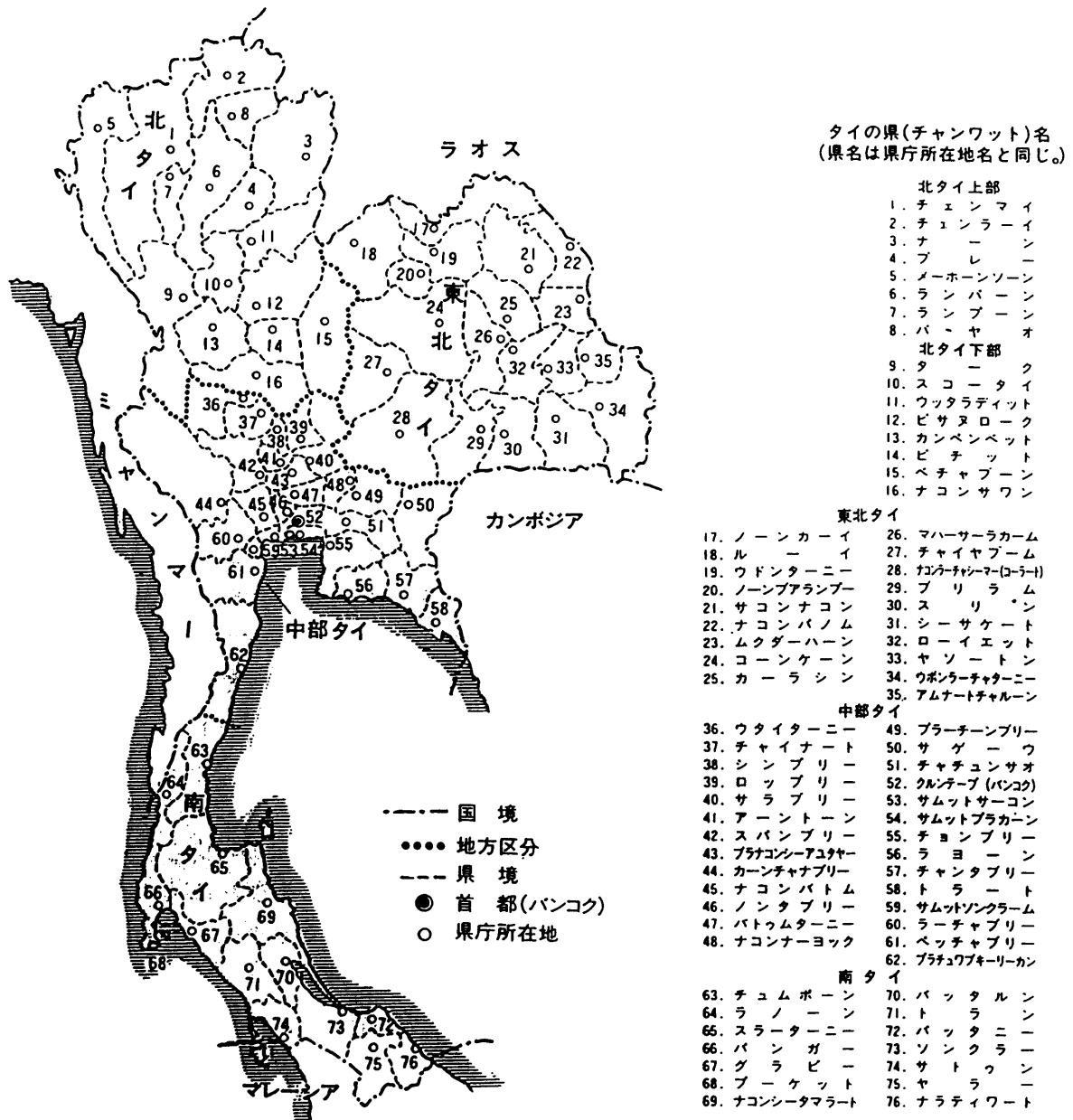
行政の機関ではないが、行政区長、村長とも政府の職員と考えられ、給料・賃金の代りに毎月生活費が支給されているのが大きな特徴である。

＜図1 タイの地方行政システム＞



* 「Country Report Thailand 1996, DOLA」をもとに作成

<図2 タイ国全土地図>



*出典「アジア動向年報1998」アジア経済研究所

第2節 地方自治体の行政（Local Administration）

タイの地方自治体には、先に述べたように県自治体、自治市町、衛生区、タムボン自治体、特別な地方自治体（バンコク都、パッタヤー市）の6つの種類がある。これらの地方自治体は、同時期に整備されたのではなく徐々に確立されたものである。タイに初めて地方自治制度が導入されたのは、1897年ラーマ5世の時の衛生区の設立まで遡ることになる。それは、中央政府の出先としての組織とは別のものであり、地域住民の公衆衛生に関する業務を目的としていた。その後、1933年に施行されたテーサバーン法（Municipal Administration Act 1933）による衛生区の自治市町への格上げ、1952年スカーピバーン法（Sanitary District Act 1952）による衛生区の整備、1955年県行政組織法（Provincial Administration Act 1955）による県自治体の設置、1994年タムボン自治体法（Subdistrict Council and Subdistrict Administration Act 1994）に基づくタムボン自治体の誕生等により、現在の形態が出来上がった。

県自治体は、75のすべての県に設けられており、そのエリアは県の区域と一致する。しかし、県内の自治市町や衛生区などの地方自治体の区域外を対象としており、極めて特徴的な存在である。行政機構は、立法機関としての議会（Council）と県長（Chief Executive）を長とする執行機関からなるが、県長は内務省により任命された県知事が兼ねており、中央政府の地方における行政と地方自治体の行政の両方の役割を担っている。

タイにおいて、日本の市町村に比較的近いと考えられる自治体が、県庁所在地等の都市部に設立されている自治市町（テーサバーン；Tesabarn）である。自治市町は、その設立にあたり、下記のとおりテーサバーン・ナコーン（City Municipality；Tesabarn Nakorn）、テーサバーン・ムアン（Town Municipality；Tesabarn Muang）、テーサバーン・タムボン（Subdistrict Municipality；Tesabarn Tambon）の3つの形態に分けられる。

①テーサバーン・ナコーン（City Municipality；Tesabarn Nakorn）

- ・人口が50,000人を超えていること
- ・人口密度が3,000人/km²以上であること
- ・法律で定められた業務を遂行するのに十分な収入が確保できること
- ・設立は勅令によること

②テーサバーン・ムアン（Town Municipality；Tesabarn Muang）

- ・人口が10,000人を超えていること
- ・人口密度が3,000人/km²以上であること
- ・法律で定められた業務を遂行するのに十分な収入が確保できること
- ・設立は勅令によること

③テーサバーン・タムボン（Subdistrict Municipality；Tesabarn Tambon）

- ・人口が7,000人を超えていること

- ・人口密度が 1,500 人/km²以上であること
 - ・補助金を除く年間の収入が 1,200 万バーツ以上であること
- * 1 バーツ = 5.21 円 (1998 年 12 月 30 日現在)
- ・設立は住民の総意に基づくものであること

*出典「LOCAL GOVERNMENT IN THAILAND」 Choowong Chayabutra PhD., 1997

自治市町は全国に 149 団体あるが、平均すると面積が約 70 km²、人口が約 7 万人である。今回現地調査を実施した地方自治体（自治市町）は、これらに基づきテーサバーン・ムアン・シーラーチャー（以下「シーラーチャー」という。）、テーサバーン・タムボン・セーンスック（以下「セーンスック」という。）、テーサバーン・ムアン・ラヨーン（以下「ラヨーン」という。）と呼ばれている。自治市町の構造は、県自治体と同様に立法機関と執行機関からなり、執行機関の長である市長（Mayor）は、議会の議員の中から選ばれる。通常、選挙により多数を占めた政党が執行機関を作るため、その代表者が市長となる。

自治市町が都市部に設立されているのに対して、衛生区（スカーピバーン;Sukapiban）の多くは農村部に設立されている。全国に 981 の衛生区があり、他の形態の地方自治体と違い立法機関と執行機関の役割を持つ委員会（Committee）により運営されている点が大きな特徴である。委員会は、その衛生区が属する郡の郡長や行政区長等の兼職委員と選挙により選出された公選委員により構成されており、郡長が委員長となる。（補助金を除く収入が毎年 500 万バーツを超える衛生区については、選挙により選出された委員が委員長となり、郡長はアドバイザーとなる。）

タムボン自治体は、1994 年のタムボン自治体法により、過去 3 年連続して補助金を除く収入が 15 万バーツを超える行政区が格上げされて、タムボン自治体として法人格が与えられたものである。県自治体、自治市町と同様、立法機関と執行機関から成るが、公選議員と行政区長や村長などの兼職議員により構成される議会、そして行政区長を長とする執行部により構成されている点が注目される。政府は、行政区のタムボン自治体への格上げを進めているが、1998 年末現在で、568 団体が行政区として残っている。これらのいくつかは、改正作業中のタムボン自治体法の成立を待って、その基準に基づき、タムボン自治体へと移る見込みである。

このほか、特別な地方自治体としてバンコク都とパッタヤー市がある。バンコク都は、タイの首都であることからバンコク都行政組織法（Bangkok Metropolitan Administration Act 1985）により、特別な地方自治体として位置づけられている点で、また、パッタヤー市は議会の承認した契約に基づいて雇用されるシティー・マネージャーによって行政が行われている点で他の自治体と大きく異なる。シティー・マネージャー制度は、1978 年にパッタヤー市行政法（City of Pattaya Administration Act 1978）に基づいて導入されたもので、アメリカ型の議会及び地方自治体のマネージャー制度を基にしたものである。表 1 は、タイの地方自治体の特徴を日本の地方自治体（市町村）と比較したものである。

＜表1 タイの地方自治体の特徴＞

	組織構成	議決機関	執行機関	根拠法
市町村（日本）	大統領制 (首長主義)	議員は住民の直接選挙により選ばれる。	長は住民の直接選挙により選ばれる。	地方自治法
県自治体	政府の地方における行政との二重構造	議員は住民の直接選挙により選ばれる。	長は県知事(国の出先機関の長)が兼任する。	1955年県行政組織法
自治市町	議員内閣制 (議会主義)	議員は住民の直接選挙により選ばれる。	長は議員の互選により選ばれる。	1953年テーサバーン法
衛生区	委員会制	委員会が議決機関と執行機関の任務を行う。委員は兼職委員(郡長、行政区長等)と公選委員からなる。		1952年スカーピバーン法
タムポン自治体	政府の地方における行政との二重構造	兼職議員(行政区長、村長等)と公選議員からなる。	行政区長が長となる。	1994年タムポン自治体法
バンコク都	大統領制 (首長主義)	議員は住民の直接選挙により選ばれる。	長は住民の直接選挙により選ばれる。	1985年バンコク都行政組織法
パッタヤー市	シティー・マネージャー制	選出議員と任命議員からなる。	議会との契約により雇用されるシティー・マネージャーが長となる。	1978年パッタヤー市行政法

このようにタイの地方自治体にはさまざまなタイプがあるが、そこで行われている業務は、公共施設の整備、教育、衛生、インフラ整備などで、基本的にはどのタイプにおいてもほぼ同じような内容である。しかし、都市化の程度や財政制度の違いにより、各自治体によってその能力に差があるため、財政力の大きい上位の自治体ほどより多くの業務を行っているといえる。

なお、内務省の組織・任務をはじめ中央政府の地方における行政、地方自治体の行政についての詳細は、クレアレポートNo.160「タイの行政制度」を参照されたい。

第2章 自治市町（Municipality）の構造とパッタヤー市（City of Pattaya）の特徴

第1節 自治市町の構造

1 議会(Municipal Council)

(1) 議会の組織

自治市町は、議決機関としての議会(Municipal Council)と執行機関(Municipal Executive Board)から構成されている。

議会は住民の公選した議員をもって構成されており、任期は5年間である。自治市町は、人口密度や収入規模に応じてテーサバーン・ナコーン(City Municipality; Tesabarn Nakorn)、テーサバーン・ムアン(Town Municipality; Tesabarn Muang)、テーサバーン・タムボン(Subdistrict Municipality; Tesabarn Tambon)の3つの形態があることは前述したが、議員の定数は、テーサバーン法(Municipal Administration Act 1953)でそれぞれ次のように決められている。

・テーサバーン・ナコーン(City Municipality; Tesabarn Nakorn)	24人
・テーサバーン・ムアン(Town Municipality; Tesabarn Muang)	18人
・テーサバーン・タムボン(Subdistrict Municipality; Tesabarn Tambon)	12人

議会には、議員の中から選ばれる議長と副議長が置かれる。議長と副議長は、議員の過半数の承認に基づき、県知事によって任命され、議長は議会の秩序を保持し、規則に基づき議会を運営し、議会を代表する。

審議の能率化を図るために、議会には委員会を設立する権限が与えられている。委員会には常任委員会と特別委員会がある。常任委員会は、議員のみによって構成されるもので、定数はテーサバーン・ナコーンでは5人、テーサバーン・ムアン、テーサバーン・タムボンでは3人となっている。委員の任期は通常1年で、毎年度第1回目の議会において任命される。なお、設立できる委員会は2つまでである。一方、特別委員会は、議員と議会によって選ばれた住民によって構成されるもので、定数及び設立できる委員会数については常任委員会と同様である。特別委員会は、特別な任務のために設立されるもので、任務が終了した段階で解散される。

(2) 議会の運営と権限

議会には、定例会と臨時会がある。定例会は毎年度2回以上4回以内開催され、会期は15日以内である。しかし、県知事の許可により延長することができる。一方、臨時会は議員の半数以上の発議により開催することができる。会期は原則15日以内である

が、県知事の許可により延長することができる。なお、臨時会を召集するためには、県知事からの許可を得る必要がある。

議会は、大きく分けて3つの権限を有する。条例の制定、予算の承認、行政に対する監督である。このうち、条例の制定と予算の承認は、もっとも重要で固有の権限といえるが、これらは執行機関の業務にも関わることがあるので、第3章において紹介することとし、ここでは行政に対する監督について述べる。行政に対する監督とは、具体的には、議員が執行機関の事務について質問し討論する権利と、不信任決議のための議会を召集する権利を有していることである。

執行機関の事務に関して質問する権利は、執行機関の行政能力に疑いがある時、または事務遂行が地方自治体や市民に不利益を及ぼすと考えられる時に、議員が市長または副市長に回答を求めることができるものである。この場合、回答することが地方自治体に不利益となると判断した時は、執行部は回答を拒否する権利を有している。一方、不信任決議については、執行機関が法律と秩序を乱す行為、任務の怠慢、不法行為または職権乱用等を行った場合、議員の3分の1以上の発議により、不信任決議のための議会の開催を県知事（テーサバーン・タムボンの場合は郡長）に要請することができる権利である。県知事または郡長が、開催が適当であると判断した場合に議会を召集することになる。不信任決議の定足数は定数の3分の2以上で、過半数の賛成で可決される。可決されれば内務大臣に提出され、内務大臣によって却下するか、執行部に対して辞職を命ずるかの最終的な決断がなされる。

2 執行機関(Municipal Executive Board)

(1) 執行機関の長

執行機関の長は市長(Mayor)で、地方公共団体を代表し、職務を遂行する。議会議員の選挙後 90 日以内に議会が召集され、議員の互選により市長が選ばれる。選出された市長は、議員の中からテーサバーン・ナコーンでは 4 名の副市長(Deputy Mayor)、テーサバーン・ムアン、テーサバーン・タムボンでは 2 名の副市長を選び、県知事が任命して執行機関を形成する。(テーサバーン・ムアンでは年間の歳入が 2,000 万バーツを超える時は、さらに 2 人の副市長をもつことができる)

このような議会と執行機関からなる自治市町の形態は、国家レベルの議院内閣制(議会主義)を参考にしたものといえ、大統領制(首長主義)を採用しているわが国と大きく異なる点である。また、議会における議長、副議長及び市長、副市長の任命、臨時会の召集など、内務省から派遣される県知事が、直接的ではないにせよ関わっている点が注目される。

(2) 自治市町の組織

自治市町における行政事務は、市の職員である助役(Municipal Clerk)のもとで行われている。助役は実務の実質上の責任者で、市長の監督下ですべての責任を負っている。

助役の下に置かれている組織については、自治市町の組織に関する内務省規則(Ministry of Interior Regulation on Municipal Organization B.E. 2535)に定められており、以下はその室・局・課の名称である。

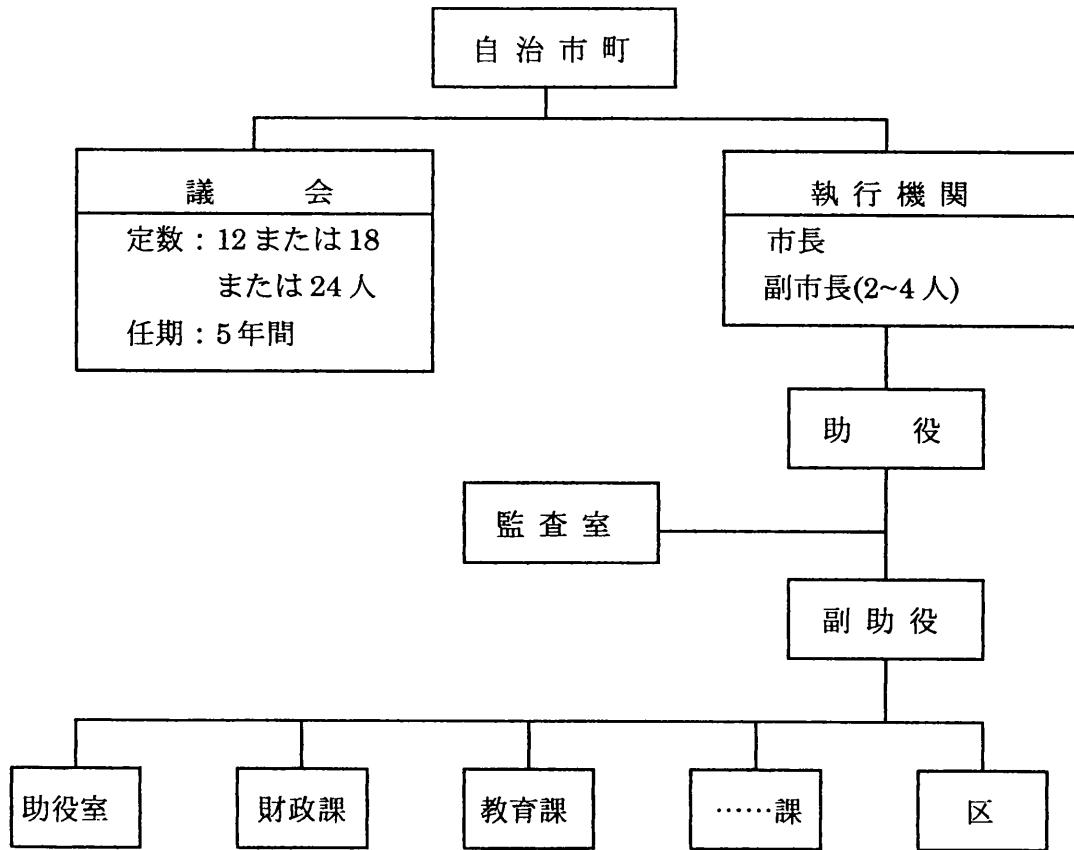
助役室 (Office of the Municipal Clerk)
調査企画課 (Technical Services and Planning Division)
財政課 (Division of Finance)
公共事業局 (課) (Bureau or Division Public Works)
環境衛生課 (Division of Sanitation and Environment)
医療サービス課 (Medical Services Division)
教育課 (Education Division)
社会福祉課 (Social Welfare Division)
水道課 (Water Supply Division)
環境事業課 (Sanitary Works Division)
区 (Municipal Districts)

内務省では、組織及び人事運営上の目的から、自治市町(バッタヤー市を含む)を 5 つのグループに分類している。これらの分類は、1993 年 8 月に開催されたタイ自治市

町委員会(The Municipal Commission of Thailand)において承認されたもので、各自治市町は、同分類に基づいて局やどの課を持つ資格を有するのかが決められている。今回の調査実施団体では、パッタヤー市がクラス1、ラヨーンがクラス2、シーラーチャーがクラス3、セーンスックがクラス4となっている。分類の詳細については、クレアレポートNo.160「タイの行政制度」62頁を参照されたい。

室・局・課にはそれぞれ長（助役室は助役）が置かれ、公共事業局では局長の下に何名かの課長がいる。室・各課内の業務は、2、3の班（課長補佐）に分けられ、その下に各係（係長、一般職員）が配置されている。これらの班、係についても、自治市町の組織に関する内務省規則に定められている。しかし、全ての係に最低1名以上の職員が張り付いているわけではなく、兼務している場合が多く見られるようである。なお、班及び係名については、第3章第4節各課の行政事務を参照されたい。

<図3 自治市町の構造>



* 「LOCAL GOVERNMENT IN THAILAND」 Choowong Chayabutra PhD., 1997 をもとに作成

第2節 パッタヤー市

パッタヤー市は、タイで唯一、シティー・マネージャー制度(City Manager ; Palad Muang)を採用した特別な地方自治体である。これは、パッタヤー市が東南アジアで有数のビーチリゾートとして世界各地から多くの観光客を集めることから、観光施設の整備、海浜などの自然環境の保全、誘致宣伝といった観光振興策をはじめとして、他の自治体よりも広範囲な行政需要を抱えており、その処理にあたるため採用した制度である。

シティー・マネージャー制度は、1978年にパッタヤー市行政法(City of Pattaya Administration Act 1978)に基づいて導入されたもので、行政の世界に民間企業の組織原理を応用し、より効率的な行政を期待したものであった。同制度は、1908年にアメリカのバージニア州スタントン市で始めて採用されたもので、カナダ、アイルランドの一部でも採用されている。

1 パッタヤー市議会 (Pattaya City Council)

市の組織は、立法機関のパッタヤー市議会とシティー・マネージャーを長とする執行機関から構成されている。

市議会は、市民の直接選挙によって選ばれた9名の議員(選出議員)と、チョンブリー県知事の推薦に基づいて内務省から任命される8名の議員(任命議員)から構成されている。議員全員が選挙で選ばれる自治市町の議会と異なる点である。任命議員のうち、4名は異なる職域から、また、残りの4名は政府関係機関から任命される。選出議員の中から市長(Mayor)が互選されるが、儀礼的な存在に過ぎず、行政権限の一切は、議会の承認の下、市長が契約によって雇用するシティー・マネージャーに委ねられている。市議会は、自治市町の議会と同じように、条例の制定や予算の承認をはじめ、シティー・マネージャーを長とする執行部の行政全般を監督する権限を有している。

なお、市長の主な任務は、パッタヤー市議会の代表者、市が主催するセレモニー等の統轄、シティー・マネージャーの雇用契約書への署名等である。任期は2年間であるが、再任は妨げられていない。

2 シティー・マネージャー (City Manager)

シティー・マネージャーは、市議会との契約により4年間雇用され、市の行政を執行する。したがって、マネージャーの行政運営能力が市の将来を左右することとなるため、その選任にあたってはさまざまな条件が定められている。以下はその条件である。

①積極的要件

- タイ国籍保持者
- 年齢 25歳以上
- 大学卒業以上の学歴

職階がレベル 6 以上で 3 年以上の行政経験（公務員の場合）

職階がレベル 6 以上で 5 年以上の勤務経験（公営企業の職員の場合）

従業員 100 人以上または資本金 1,000 万バーツ以上、あるいは流動資産 5,000 万バーツ以上の企業の経営責任者として 5 年以上の勤務経験（民間企業の社員の場合）

②消極的要件

麻薬中毒者でないこと

破産経験がないこと

軽犯罪を除く犯罪歴がないこと

汚職または乱脈経営で解雇された経験がないこと

精神に障害がないこと

僧侶または聖職者でないこと等

*出典「LOCAL GOVERNMENT IN THAILAND」Choowong Chayabutra PhD., 1997

シティー・マネージャーは、2 名の副シティー・マネージャー(Deputy City Manager)を任命することができる。シティー・マネージャーと副シティー・マネージャーは、全ての行政について責任を負い、任期はともに 4 年である。シティー・マネージャーは、副シティー・マネージャーの補佐を受けながら、シティー・マネージャー室をはじめとするすべての部局の職員を指揮監督し、市の開発計画の策定及び予算の編成を行い、さまざまな行政事務の執行にあたる。但し、契約に定められている義務を果たすことができなかったときは、市議会によって解雇される。

なお、日本のような教育委員会、公安委員会といった行政委員会は存在せず、すべてシティー・マネージャーの下に位置付けられている。また、議会事務局も設けられておらず、これらの事務はシティー・マネージャー室が行っている。

図 4 はパッタヤー市の組織図である。前述のように、パッタヤー市は、タイの地方自治体では極めてユニークな存在であるといえる。しかし、その構成については、図からも分かるように、自治市町のそれと非常に似通っているといえる。

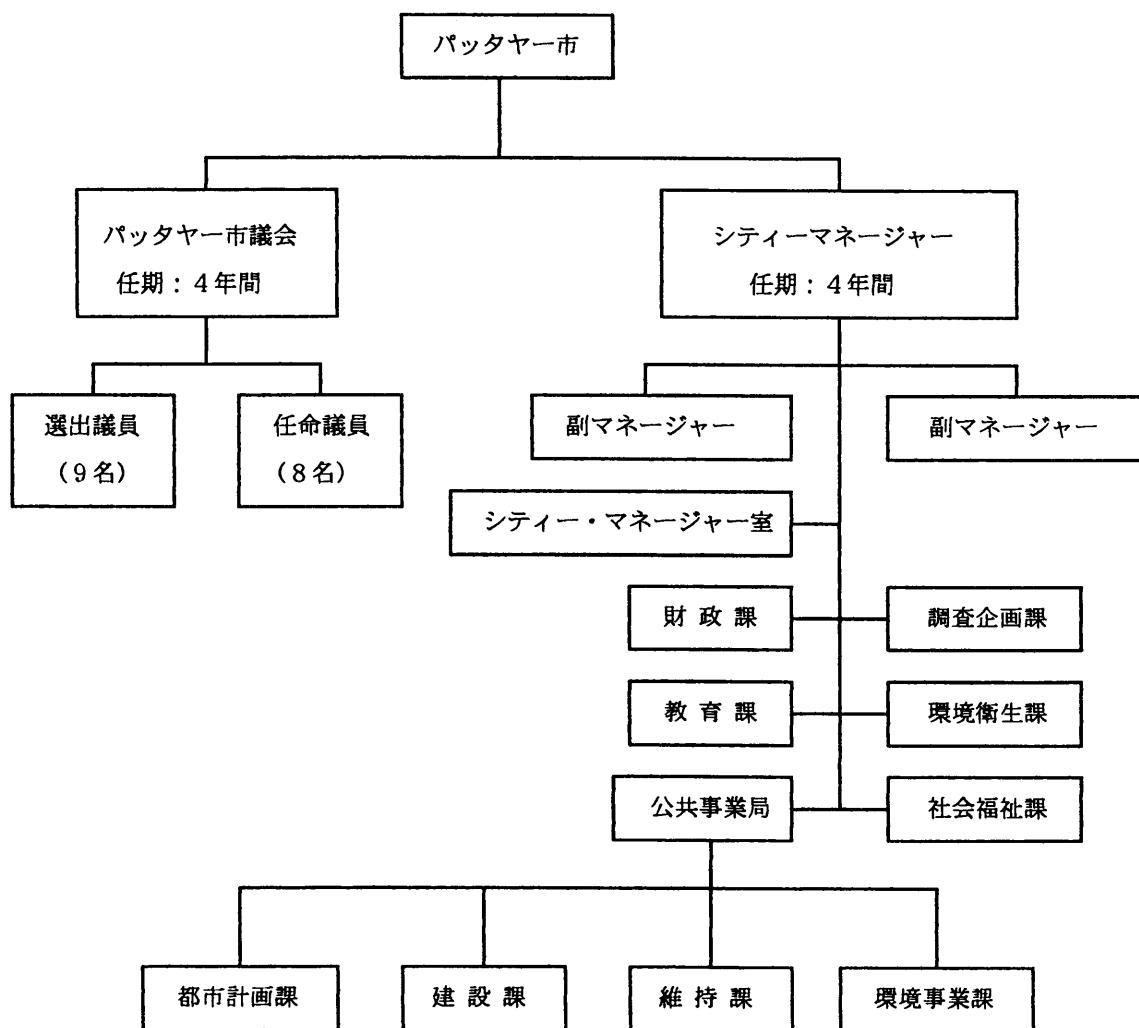
3 シティー・マネージャー制度の抱える問題点

シティー・マネージャー制度は、民間の経営能力と行政経験をあわせもった行政のプロにより、より効率的な行政を期待したものであった。しかし、タイでの初めての試みも、市長とシティー・マネージャーとの対立のために頻繁にシティー・マネージャーが交代するなど、期待されたほどの効果をあげているとはいえない。

1999 年 1 月、それを裏付けるようなシティー・マネージャーの交代劇があった。前

職のソーンサック氏が解雇されたのである。解雇のほんとうの理由は定かではないが、一般には1998年12月に開催されたアジア競技会(パッタヤーではビーチバレーやカヌー等4種目が行われた)とそれに関連する観光施策における失策とされている。在任期間は、2年3ヶ月であった。新シティー・マネージャーのニラン氏(Mr Niran Wattanasartsathorn)は39歳で、それまで副シティー・マネージャーを務めていた人物である。パッタヤー市が同制度を採用してから21年を経過しているが、これまでに14人がシティー・マネージャーを務めてきた。ニラン氏は15代目として、行政の舵取りを行うことになる。

<図4 パッタヤー市組織図>



* 「LOCAL GOVERNMENT IN THAILAND」 Choowong Chayabutra PhD., 1997 と聞き取り調査をもとに作成

シティー・マネージャー制度は、市議会に政治的権力と責任を統一することと、市議会が市の行政責任者を任命するという2つの中心的因素をもっているが、このうち同制度のポイントは、市の行政責任者の任命という第2の要素であるといわれている。これは、行政長官として常勤の職業的官吏を導入するという形で表現され、ここではシティー・マネージャーは、政治の外に立つことが期待されていた。タイは、昔から身分の上下関係がはっきりしているところであったといえる。現在でも、縁故や人脈が重要視されているといわれているが、その頂点に立つのが政治家であり高級官僚である。私見ではあるが、パッタヤー市のシティー・マネージャー制度は、このような社会と行政を切り放すことで、優れたリーダーの資質と執行能力をもった行政責任者を採用し、より効率的な行政を行おうとしたものではないだろうか。しかし、タイ社会に根付いている人的関係は想像以上に強固であり、そのために同制度の長所を十分活かすことができていないというのが現状ではないか。シティー・マネージャーの選任要件をいくら厳しくしたとしても、契約というある意味ではドライな形態の採用は、個人的な繋がりを大切にするタイの社会には、馴染まなかったように思える。

実際のところ、同制度については、現在見直しが検討されているといわれている。市の幹部職員によると、パッタヤー市は近い将来、バンコク都と同様に特別な自治体としての位置付けは存続させながら、全議員が市民によって選出された市議会と、市長を長とする執行機関からなる、通常の地方自治体の形態である自治市町(Municipality)に近い自治体に生まれ変わる見込みであるということであった。